

○金沢学院短期大学学則

施 行 昭和25年4月1日
最終改正 令和2年3月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 金沢学院短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、深く専門の学芸を教授研究し、時代の要請に応える社会的教養と、職業又は實際生活に必要な能力の育成をめざし、建学の精神、愛と理性の伸長を指標とし、文化日本の建設に貢献し進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を育成することを目的とする。

2 前項が示す人材の育成のために、教育理念として掲げる「創造」のもとに、教育の具体化を図るとともに、本学の各学科等が育成する具体的人材像について、別途明示するものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第2条 本学に、次の学科を置く。

現代教養学科

食物栄養学科

幼児教育学科

(学生定員)

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	学生定員	
	入学定員	収容定員
現代教養学科	50	100
食物栄養学科	60	120
幼児教育学科	50	100

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第45条の2により入学を認められた者の修業年限はこの限りとしない。

(在学年限)

第5条 本学の在学期間は、修業年限の2倍を越えることができない。

第3章 学年・学期・授業期間及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

(年間授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週とする。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に定める休日

学年暦により定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

2 学長は休業日の追加及び変更を行うことができる。

第4章 入学・退学・休学・復学・転学及び転入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められる者

(入学志願方法)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書に別表第3の入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書及び保証書その他の本学が定める書類を提出するとともに、別表第3の学納金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学科)

第15条 転学科を志願するものがあるときは、志願先学科が審議し、了承が得られた場合、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科の出願資格、選考方法等については、別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その理由を具して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由のため、3月以上修学を中止しようとする者は、その理由を具して保証人連署のうえ休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 3 休学の期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(復学)

第19条 休学をしていた者が、復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡、又は長期間にわたり行方不明の者

(転入学及び再入学)

第21条 本学に転入学又は再入学を願い出る者があるときは、教授会の審議を経て、学長は許可することができる。

(転学)

第22条 他の学校に入学又は転学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第23条 本学は、学科の教育目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第24条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を体系的に編成し、また各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各学年に配当して編成する。

- 2 各授業科目の名称及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、食物栄養学科における実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めるものとする。

(単位の授与)

第26条 本学は一の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。ただし、前条第2項の授業科目については、別に定めるところにより、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(学修の評価)

第27条 学修の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とし、不可を不合格とする。

(教育内容の点検・改善等)

第27条の2 本学は、教育内容及び方法の改善を図るために、自ら点検・評価を行うとともに、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。ただし、この場合において、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び第29条第2項の単位と合わせて45単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学後に本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び取得資格

(卒業)

第31条 本学に2年以上在学し、別表第1の定めるところにより、現代教養学科および食物栄養学科では64単位以上を修得した者、幼児教育学科では75単位以上を修得した者について、教授会の審議を経て、学長は卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 前項の卒業者には、短期大学士の学位を授与する。

なお、この学位の授与については、本学学位規程の定めるところによるものとする。

(資格の取得)

第32条 本学において取得することができる資格及び教育職員免許状は、次のとおりとする。

学科	資格	教育職員免許状の種類
食物栄養学科	栄養士資格	栄養教諭二種免許状
幼児教育学科	保育士資格	幼稚園教諭二種免許状

- (1) 食物栄養学科にて栄養士資格を取得しようとする者は、前条第1項に規定するもののほか、栄養士法及び栄養士法施行規則に基づく所定の科目及び単位を修得しなければならない。
- (2) 食物栄養学科にて教育職員免許状を取得しようとする者は、前条第1項に規定するもののほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく所定の単位を修めるとともに、栄養士資格を取得しなければならない。
- (3) 幼児教育学科にて保育士資格を取得しようとする者は、前条第1項に規定するもののほか、児童福祉法施行規則に基づく所定の単位を取得しなければならない。
- (4) 幼児教育学科にて教育職員免許状を取得しようとする者は、前条第1項に規定するもののほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく所定の単位を修めなければならない。

第7章 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

第33条 入学検定料及び学納金は、別表第3のとおりとする。

(学納金の納入)

第34条 学納金は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、入学手続き時の学納金の納入については、別に定める。

- (1) 前期 4月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- (2) 後期 10月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- 2 経済的な理由により、前項の期日までに学納金の納入が困難な者は、その期日までに保証人連署の上、延納・分納願を提出し、許可を得なければならない。
- 3 延納・分納の許可を得た者の納入期限は次のとおりとする。
 - (1) 前期 9月末日
 - (2) 後期 2月末日
- 4 前項の納入期限までに学納金の納入が困難な者は、延納・分納願の再提出により、さらに延納・分納を認められる場合がある。ただし、その場合の最終期限は卒業年度の2月末日までとする。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第35条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該期分の学納金は徴収する。

2 停学期間中の学納金は徴収する。

(休学の場合の学納金)

第36条 休学した者については、休学期間中の学納金は免除する。

(学年の途中で卒業する場合の学納金)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者の当該期分の学納金は徴収する。

(学納金の返還)

第38条 既に納入された学納金は返還しない。ただし、入学手続き時の学納金については、所定の期間内に入学辞退の申し出があった者に限り、入学金以外の学納金を返還する。

第8章 教職員組織

(教職員)

第39条 本学に次の教職員を置く。

学長
教授
准教授
講師
助教
助手
事務職員

2 前項のほか、副学長、技術職員、その他必要な教職員を置くことができる。

(教職員の職務)

第40条 教職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属教職員を統括する。
- (2) 教授及び准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (5) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (6) 事務職員は、学校事務に従事する。

第9章 教授会

(教授会)

第41条 本学に重要な事項を審議するために教授会を置く。

(教授会の構成)

第42条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、教授会に准教授、専任講師及び助教を加えることができる。
- 3 教授会は学長が召集し、その議長となる。学長に事故あるときは、学長があらかじめ定めた者が議長となる。

(教授会の審議事項)

第43条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業等学生の身分に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項

(4) 学長からの諮問に対する答申案に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関わる次の事項を審議し、学長に意見を述べることができる。

(1) 学則の適用及び改正に関する事項

(2) 教育研究に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 学生の退学、転学、休学、復学、再入学、除籍等学生の身分に関する事項

(5) 学生の試験に関する事項

(6) 学生の厚生、補導に関する事項

(7) 教員の研究業績審査に関する事項

(8) その他、学長から諮問された事項

(その他)

第44条 教授会の運営については、別に定める。

第10章 科目等履修生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第26条を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第45条の2 第4条第1項に定める修業年限を越えて一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 外国人特別学生（留学生）

(外国人特別学生)

第46条 外国人で、本学に入学を志願する場合は、第11条に照らし選考のうえ外国人特別学生として、入学を許可することがある。

(卒業)

第47条 外国人特別学生には、第31条の規定により、卒業証書を授与する。

2 外国人特別学生には、第31条3の規定により、短期大学士の学位を授与する。

(準用規定)

第48条 外国人特別学生には、前2条のほか学生に関する規定を準用する。

第12章 表彰及び懲戒

(表彰)

第49条 学生に善行があつて、全学の模範とするにたる者がある場合には表彰することができる。

2 学生の表彰は、学長が教授会の審議を経て行う。

(懲戒)

第50条 学生が学則に反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為をしたときは懲戒することができる。懲戒は次のとおりに分ける。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 学生の懲戒は、学長が教授会の審議を経て行う。

4 停学期間が2月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。

第13章 保健及び厚生施設

(健康診断)

第51条 学生は、本学が定期に行う健康診断を受け、病気の予防及び健康の増進に努めなければならない。

2 保健室及びその利用方法は、別に定める。

(厚生施設)

第52条 厚生施設の施設及び利用方法は、別に定める。

第14章 附属施設

(図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研修センター)

第54条 本学に研修センターを置く。

2 研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第55条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和25年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和27年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和36年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和42年12月28日改正）

本学則は、昭和43年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和45年1月17日改正）

本学則は、昭和45年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和46年2月24日改正）

本学則は、昭和46年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和47年2月15日改正）

本学則は、昭和47年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和48年3月9日改正）

本学則は、昭和48年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和50年3月28日改正）

本学則は、昭和50年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和51年2月12日改正）

本学則は、昭和51年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和51年10月5日改正）

本学則は、昭和52年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和52年12月16日改正）

本学則は、昭和53年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和53年10月9日改正）

本学則は、昭和54年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和54年11月12日改正）

本学則は、昭和55年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和55年10月13日改正）

本学則は、昭和56年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和56年10月2日改正）

本学則は、昭和57年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和58年1月17日改正）

本学則は、昭和58年4月1日からこれを施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、昭和58年度の情報処理学科の総定員は250名とする。

附 則（昭和59年1月23日改正）

本学則は、昭和59年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和59年8月20日改正）

本学則は、昭和60年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和60年12月25日改正）

本学則は、昭和61年4月1日からこれを施行する。ただし、第3条に規定する学生定員は、平成8年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科及び専攻		昭和61年度		昭和62年度～ 平成7年度		平成8年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
文学科	国語国文専攻	100人	200人	100人	200人	100人	200人
	英語英文専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化学科	生活文化専攻	100	200	100	200	100	200
	食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
情報処理学科		200	350	200	400	150	350
計		600	1,150	600	1,200	550	1,150

附 則（昭和61年8月28日改正）

本学則は、昭和62年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和62年12月7日改正）

本学則は、昭和63年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和63年3月31日改正）

本学則は、昭和63年4月1日からこれを施行する。

附 則（昭和63年10月12日改正）

本学則は、平成元年4月1日からこれを施行する。ただし、第2条及び第3条、第12条の規定にかかわらず、63年度以前に家政学科服飾専攻、家政学科食物専攻へ入学した学生については、家政学科服飾専攻、家政学科食物専攻の名称を用いる。

附 則（平成元年3月11日改正）

本学則は、平成元年4月1日からこれを施行する。

附 則（平成元年8月4日改正）

本学則は、平成2年4月1日からこれを施行する。

附 則（平成2年12月21日改正）

本学則は、平成3年4月1日からこれを施行する。ただし、第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科及び専攻		平成3年度		平成4～7年度		平成8年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
文学科	国語国文専攻	100人	200人	100人	200人	100人	200人
	英語英文専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化学科	生活文化専攻	100	200	100	200	100	200
	食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
情報処理学科		300	500	300	600	250	550
計		700	1,300	700	1,400	650	1,350

年度 学科及び専攻		平成9～11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
文学科	国語国文専攻	100人	200人	100人	200人
	英語英文専攻	100	200	100	200
生活文化学科	生活文化専攻	100	200	100	200
	食物栄養専攻	100	200	100	200
情報処理学科		250	500	150	400
計		650	1,300	550	1,200

附 則（平成3年12月19日改正）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日改正）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日改正）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年5月23日改正）

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 平成7年3月31日以前の入学者に対する教育課程、単位の計算方法並びに取得することのできる資格及び免許状については、改正後の学則第24条、第25条及び第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 情報処理学科の教育課程は、改正後の学則第24条の規定にかかわらず、教養科目及び専門科目に分け、編成する。
- 学科及び専攻の入学定員及び収容定員は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成7年度は次のとおりとする。

学科及び専攻		学生定員	
		入学定員	収容定員
文学科	国語国文専攻	75人	175人
	英語英文専攻	75	175
生活文化学科	生活文化専攻	75	175
	食物栄養専攻	75	175
情報処理学科		150	300

附 則（平成6年8月23日改正）

- この学則は、平成6年10月1日から施行する。
- 平成6年9月30日に在学する者に係る施設充実費、実験実習費及び教職専門科目履修費の額は、改正後の別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成7年1月17日改正）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年8月23日改正）

- この学則は、平成7年10月1日から施行する。

- 2 平成7年9月30日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月27日改正）

この学則は、平成8年5月28日から施行する。

附 則（平成8年12月18日改正）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年1月13日改正）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 文学科は、学則第3条にかかわらず、次の表のとおり平成11年3月31日現在、在学する学生がいなくなるまで存続するものとする。

学科及び専攻		平成10年度		平成11年度	
		学生定員		学生定員	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
文学科	国語国文専攻	0	75	0	0
	英語英文専攻	0	75	0	0

附 則（平成12年3月24日改正）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日改正）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日現在、生活文化専攻に在学の学生は、改正後の学則第2条、第3条及び別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月27日改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在、言語コミュニケーション学科及び生活文化学科の生活デザイン専攻若しくは食物栄養専攻に在学の学生は、改正後の学則第2条、学則第3条、学則第25条第1項第2号、学則第32条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成17年9月29日改正）

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月19日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在、生活デザイン学科及び食物栄養学科に在学の学生は、改正後の別表

第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月24日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在、食物栄養学科に在学の学生は、改正後の別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月8日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在、生活デザイン学科に在学の学生は、改正後の別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月17日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在、生活デザイン学科、食物栄養学科及び専攻科食物栄養専攻に在学の学生は、改正後の別表第1、第3、第4の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在、ライフデザイン総合学科及び食物栄養学科に在学の学生は、改正後の別表第1、第2の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月29日改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在、ライフデザイン総合学科及び食物栄養学科に在学の学生は、改正後の別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月20日改正）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在、ライフデザイン総合学科に在学の学生は、改正後の別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月14日改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科及び専攻科食物栄養専攻に在学の学生は、改正後の学則第27条及び別表第1の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法の一部改正に伴う、教授会の権限に関する変更の整合を図る。
- 3 平成27年3月31日現在、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科及び専攻科食物栄養専攻に在学の学生は、改正後の別表第1及び別表第4の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科及び専攻科食物栄養専攻に在学の学生は、改正後の別表第1及び別表第4の定めに関わらず、なお従前の例による。
- 3 学科の学生定員は、改正後の学則第3条に関わらず、平成28年度から平成29年度までの間、

ライフデザイン総合学科、食物栄養学科において、次のとおりとする。

学科	平成28年度		平成29年度	
	学生定員		学生定員	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
ライフデザイン総合学科	0	80	0	0
食物栄養学科	60	140	60	120

附 則（平成29年3月31日改正）

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年3月31日現在、現代教養学科及び食物栄養学科に在学の学生は、改正後の学則第12条、第14条、第33条、第39条乃至第55条、別表第1及び別表第3の定めに関わらず、なお従前の例による。
- 平成29年3月31日現在、専攻科食物栄養専攻に在学の学生は、改正後の第2条、第12条、第14条、第33条、第39条乃至第55条、別表第3の定めに関わらず、なお従前の例による。
- 改正前の学則第40条に規定されていた専攻科の学生定員は、平成29年度から平成30年度までの間、専攻科食物栄養専攻において、次のとおりとする。

専攻科	平成29年度		平成30年度	
	学生定員		学生定員	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養専攻	0	15	0	0

附 則（平成30年3月27日改正）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日現在、現代教養学科及び食物栄養学科に在学の学生は、改正後の学則第2条、第3条、第31条第1項、第32条、別表第1、別表第2及び別表第3の定めに関わらず、なお従前の例による。
- 学科の学生定員は、改正後の学則第3条に関わらず、平成30年度から平成31年度までの間、現代教養学科において、次のとおりとする。

学科	平成30年度		平成31年度	
	学生定員		学生定員	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
現代教養学科	50	150	50	100

附 則（平成31年3月26日改正）

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日現在、現代教養学科、食物栄養学科及び幼児教育学科に在学の学生は、改正後の別表第1及び別表第2、別表第3の定めに関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日改正）

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日現在、現代教養学科及び食物栄養学科に在学の学生は、改正後の別表第1及び別表第2の定めに関わらず、なお従前の例による。

別表第1

現代教養学科

科目区分		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
総合科目		キャリアデザイン	1		※卒業要件及び履修方法 卒業単位数64単位以上 必修として、総合科目の11単位、基盤科目の10単位と英語Ⅰの2単位、コース科目の7単位を含め、合計64単位以上修得しなければならない。なお、卒業要件となる科目の履修上限は、各学期24単位の年間48単位とする。 また、他学科科目やシティカレッジの読替科目を上限8単位として卒業要件単位とすることができ。
		キャリアプランニング	1		
		現代社会とキャリア	2		
		健康スポーツⅠ	1		
		健康スポーツⅡ		1	
		学修ゼミⅠ(キャリア)	2		
		学修ゼミⅡ(地域課題)	2		
		学修ゼミⅢ(卒業研究)	2		
		金沢まち学		2	
		ダイバーシティーマネジメント論		2	
		小計(10科目)	11	5	
基盤科目	日本語	日本語Ⅰ	2		
		日本語Ⅱ		2	
		日本語表現		2	
		小計(3科目)	2	4	
	英語・多言語	英語ⅠA		2	
		英語ⅠB		2	
		英語ⅡA		2	
		英語ⅡB		2	
		TOEICⅠ		2	
		TOEICⅡ		2	
		英会話		2	
		中国語		2	
		韓国語		2	
		小計(9科目)	0	18	
	情報リテラシー	ビジネスソフト基礎	1		
		ビジネスソフト応用	1		
		ビジネスソフト発展Ⅰ		1	
		ビジネスソフト発展Ⅱ		1	
		プレゼンテーション	2		
		小計(5科目)	4	2	
		FSP講座	2		
		就業力基礎		2	
		就業力実践		2	

ビジネス基礎	インターンシップ		2	
	ビジネスマナー基礎	2		
	ビジネスマナー実践		2	
	ビジネス心理学		2	
	経済学基礎		2	
	経営学基礎		2	
	法学基礎		2	
	小計(10科目)	4	16	
	計(27科目)	10	40	
コース科目	公務員・一般事務コース	秘書総論		2
		秘書実務演習		2
		応用秘書実務演習		2
		ビジネス文書基礎	2	
		ビジネス文書応用		2
		ビジネス実務基礎	2	
		ビジネス実務応用		2
		総務・労務管理		2
		小計(8科目)	4	12
	観光・ホテル・ブライダルコース	観光学概論		2
		国内旅行業実務		2
		海外旅行業実務		2
		国内／海外観光地理		2
		ツアープランニング		2
		ホテルブライダル概論		2
		ホテル実務		1
		ブライダル実務		1
		ファッションコーディネート		2
		カラーコーディネート演習		2
		ホスピタリティ演習	2	
		小計(11科目)	2	18
	ICT・簿記会計コース	情報処理Ⅰ	1	
		情報処理Ⅱ		1
		プログラミング基礎演習		2
		プログラミング応用演習		2
		簿記入門		2
		簿記応用		2
		簿記実践		1
		コンピュータ会計Ⅰ		2
		コンピュータ会計Ⅱ		2

	ファイナンシャルプランニング基礎		2
	ファイナンシャルプランニング応用		2
	小計(11科目)	1	18
	計(30科目)	7	48
合計(67科目)		28	93

食物栄養学科

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
教養科目	キャリアデザイン	1		※卒業要件及び履修方法 卒業単位数64単位以上、栄養士免許74単位以上教養科目から必修科目の2単位と英語Ⅰもしくは英語Ⅱの2単位を含め16単位以上、及び専門科目から必修科目を含め48単位以上を修得し、合計64単位以上修得しなければならない。卒業要件となる科目の履修上限は各学期24単位の年間48単位とする。 他学科科目、シティカレッジや放送大学の読替科目を上限8単位として卒業要件単位(教養科目)とすることができる。
	英語Ⅰ		2	
	英語Ⅱ		2	
	中国語		2	
	日本語Ⅰ		2	
	日本語Ⅱ		2	
	健康スポーツⅠ		1	
	健康スポーツⅡ		1	
	情報処理基礎Ⅰ		1	
	情報処理基礎Ⅱ		1	
	キャリアプランニング	1		
	教育学		2	
	法と社会		2	
	生物基礎		2	
	化学基礎		2	
	小計	2	22	
	社会生活と健康	食生活論		2
		公衆衛生学	2	
		社会福祉概論		2
		栄養士基礎演習Ⅰ	2	
		栄養士基礎演習Ⅱ	2	
	人体の構造と機能	解剖生理学	2	
		解剖生理学実験	1	
		病態生理学		2
		生化学	2	
		生化学実験	1	
		運動生理学		2

専門科目	食品と衛生	食品学総論	2	
		食品学各論		2
		食品学実験	1	
		食品衛生学	2	
		食品衛生学実験	1	
	栄養と健康	基礎栄養学	2	
		応用栄養学	2	
		応用栄養学実習	1	
		臨床栄養学		2
		臨床栄養学実習		1
		健康管理概論		2
	栄養の指導	栄養指導論Ⅰ	2	
		栄養指導論Ⅱ		2
		栄養指導論実習		1
		公衆栄養学		2
	給食の運営	調理学	2	
		調理学実習Ⅰ（実験を含む）	1	
		調理学実習Ⅱ	1	
		調理学実習Ⅲ		1
		応用調理学実習		1
		献立作成演習	2	
		給食管理論	2	
		給食管理実習Ⅰ	1	
		給食管理実習Ⅱ		1
		校外実習事前・事後指導		2
		校外実習(給食の運営Ⅰ)		1
		校外実習(給食の運営Ⅱ)		1
		栄養士総合演習		2
			小計	34
	発展科目	食料経済		2
		フードスペシャリスト論		2
		フードコーディネート論		2
		小計	0	6
	合計	36	57	

幼児教育学科

科目区分		授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
教育科目	地域連携	地域と子どもⅠ	1		※卒業要件及び履修方法 卒業単位数75単位以上教育科目は必修5単位を含め9単位以上、専門科目は必修科目64単位を含め66単位以上、合計75単位以上を修得しなければならない。ただし、選択科目には必ず、保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱ、あるいは保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲを含めなければならない。卒業要件となる科目の履修上限は各学期24単位の年間48単位とする。
		地域と子どもⅡ	1		
	文学	日本語		2	
		金沢の文学		2	
	英語	実用英語コミュニケーション		2	
		英語教育		2	
	共生	情報処理		2	
		日本国憲法		2	
		赤ちゃん学		2	
	健康	体育実技	1		
		健康科学	2		
		小計(11科目)	5	14	
	教育及び保育基礎技能科目	音楽Ⅰ	1		
		音楽Ⅱ		1	
		造形Ⅰ	1		
		造形Ⅱ		1	
		幼児体育Ⅰ	1		
		幼児体育Ⅱ		1	
		国語		2	
	教育及び保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2		
		保育者論	2		
		教育原理	2		
		教職論	2		
		子ども家庭福祉	2		
		社会福祉	2		
		子ども家庭支援論	2		
		社会的養護Ⅰ	2		
		相談援助		1	
	教育及び保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2		
		子ども家庭支援の心理学	2		
		子どもの理解と援助	1		
		教育心理学	2		
		臨床心理学		2	
		特別支援教育概論	1		
		幼児理解と教育相談	2		

専 門 科 目		子どもの保健	2	
		子どもの食と栄養	2	
	教育及び保育の 内容・方法に関する科目	保育内容総論Ⅰ	2	
		保育内容総論Ⅱ	1	
		保育・教育課程論	2	
		保育内容(健康)	1	
		保育内容(人間関係)	1	
		保育内容(環境)	1	
		保育内容(言葉)	1	
		保育内容(総合表現)	1	
		乳児保育Ⅰ	2	
		乳児保育Ⅱ	1	
		子どもの健康と安全	1	
		障がい児保育	2	
		子育て支援	1	
		社会的養護Ⅱ	1	
		教育の方法と技術	2	
		ことば	1	
		音楽Ⅲ		1
		幼児体育Ⅲ		1
		レクリエーション活動		2
	教育及び保育 実習関連科目	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	
		保育実習Ⅰ(保育所)	2	
		保育実習Ⅰ(施設)	2	
		保育実習指導Ⅰ	2	
		保育実習Ⅱ		2
		保育実習Ⅲ		2
		保育実習指導Ⅱ		1
		保育実習指導Ⅲ		1
		教育実習指導		1
		教育実習Ⅰ		2
		教育実習Ⅱ		2
		卒業研究	2	
		小計(56科目)	64	23
合計(67科目)			69	37

別表第2

食物栄養学科教育課程

栄養に係る教育に関する科目等

科目名	単位数		備 考
	必修	選択	
学校栄養教育論	2		
計	2	0	

教育の基礎的理解に関する科目等

科目名	単位数		備 考
	必修	選択	
教職論	2		
教育原理	2		
教育心理学	2		
特別支援教育概論	1		
教育課程と教育の方法・技術	2		
道徳教育・特別活動及び総合的な学習の研究	2		
生徒指導と教育相談	2		
教育実習指導(事前・事後指導)	1		
栄養教育実習	1		
教職実践演習(栄養教諭)	2		
計	17	0	

別表第3

区 分				金 額		
入 学 検 定 料				30,000円		
学納金	入 学 金			200,000円		
	授業料等			前 期	後 期	
		現代 学科 教養	授 業 料	300,000円	300,000円	
			教育充実費	170,000円	170,000円	
			合 計	470,000円	470,000円	
		食物 学科 栄養	授 業 料	300,000円	300,000円	
			教育充実費	190,000円	190,000円	
			合 計	490,000円	490,000円	
		幼児 学科 教育	授 業 料	300,000円	300,000円	
			教育充実費	180,000円	180,000円	
			合 計	480,000円	480,000円	
		教職課程履修費			2年次前期15,000円	

金沢学院高等学校からの入学生

※特別進学制度の入学金は100,000円とする。

※一般推薦入試・エントリー入試の入学金は150,000円とする。

金沢学院大学及び金沢学院短期大学出身学生の入学金は免除する。

長期履修学生

※入学検定料は受験申込み時に、入学金は入学時に納めなければならない。

※通常の2年間の修業年限で支払う学費の総額を卒業予定年数で除して、半年毎に納入する。